

「マイナンバー」が始まります

マイナンバーは、住民票を有するすべての人に1人ひとつの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーの効果

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。期待される効果としては、3つあげられます。

1. 公平・公正な社会の実現
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。
2. 国民の利便性の向上
添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようにします。

3. 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

10月以降にマイナンバーが通知されます

10月から、住民票を有する国民の皆さん一人ひとりに12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

また、同封の申請書を提出することで、平成28年1月以降に「個人番号カード」の交付を受けることができます。

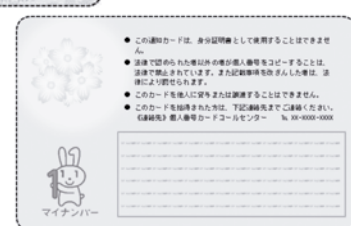
通知カード

紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されたものになります。通知カードはすべての人に送られますが、顔写真が入っていないので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

通知カードの様式(案)



表面



裏面

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人番号カード

券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e・Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えます。

平成28年1月から利用を開始します

法律で定められた社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になり、各種申請書などにもマイナンバーの記載を求められることとなります。このため、勤務先からマイナンバーの提出を求められる場合があります。

社会保障

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・福祉分野の給付、生活保護など

税

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書に記載など

災害対策

- ・被災者台帳作成事務など

事業主の皆さんへ

10月に法人番号を通知します

法人番号は、株式会社などの法人などに指定される13桁の番号で、マイナンバーと異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。

株式会社や有限会社などの法人に、国税庁から法人番号が記載された通知書を登記された所在地宛てに送付されます。（法人の支店・事業所などや個人事業主には送付されません）



民間企業もマイナンバーを取り扱います

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社などの金融機関でも、利金・配当金・保険金などの税務処理を行なっています。

平成28年1月以降（厚生年金、健康保険は平成29年1月以降）は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要

法人番号を使うと・・・

インターネット上に公表される情報（名称、所在地、法人番号）は随時更新され、データダウンロードが可能となります。

・法人番号で、法人の名称や所在地の確認が容易になります。

・鮮度の高い名称・所在地情報を入力でき、取引先情報の登録や更新が効率化します。

・複数部署で異なるコードを使用している場合、取引先情報に法人番号を追加すれば、情報の集約や名寄せ作業が効率化します。

マイナンバー制度の詳細や事業者向けの資料などは、ホームページをご覧ください。

マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問合せ先

マイナンバーコールセンター
〔日本語対応〕

0570・20・0178

〔外国語対応〕英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

0570・20・0291

平日9時30分～17時30分
（土日祝日・年末年始を除く）

※通話料がかかります。

※一部IP電話などでダイヤルに繋がらない場合

050・3816・9405



マイナンバー